

令和6年度 高齢者新型コロナウイルス感染症定期予防接種

川口市保健所 健康増進課

【新型コロナウイルス感染症の予防接種を受ける前に必ずお読みください。】

新型コロナウイルスワクチン接種はB類疾病の予防接種に位置付けられており、対象者が接種を受ける努力義務や自治体からの接種勧奨を行う規定はありません。
接種は強制ではないため、接種のメリット（重症化予防）とデメリット（副反応・後遺症等）双方をご理解の上、ご本人の意思に基づき接種するか判断してください。
ご本人の同意なく、接種が行われることはありません。

1 新型コロナウイルスワクチン接種の必要性和有効性

新型コロナウイルス感染症の症状は、発熱、頭痛、倦怠感、のどの痛み、咳、下痢、嗅覚・味覚障害などがみられます。重症化することもあります。予防接種を行うことで重症化（入院）を防ぐ効果があると報告されています。また、発症予防効果が得られることも期待されています。しかしながら、100%発症を予防するものではありません。

2 予防接種の実施

1) 対象者 川口市民で、

- ①接種日時時点で65歳以上のかた
- ②接種日時時点で60歳以上65歳未満のかたで、心臓、腎臓、呼吸器、またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に身体障害者1級程度の障害を有するかた（身体障害者手帳の写し、または医師の診断書が必要となります。対象となるか不明な場合は、健康増進課にお問い合わせください。）

2) 実施期間 令和6年10月1日 ～ 令和7年1月31日

3) 接種回数 上記期間に1回

4) 使用するワクチン SARS-CoV-2 オミクロン株JN.1系統 1価ワクチン

5) 自己負担 3,000円

上記対象者のうち次の（1）または（2）に該当するかたは、自己負担免除となります。接種の際に下記書類の提出が必要となります。

- （1）生活保護世帯のかた：生活保護受給証の写しを医療機関に提出。
他自治体の生活保護受給証であっても、住民登録が川口市にあれば対象者となります。ただし、生活保護を受けているかたでも、年齢により対象者にならない場合は任意接種（全額自己負担）となりますのでご注意ください。（接種料金は医療機関によって異なります）
- （2）中国残留邦人等支援給付を受給されているかた：本人確認証の写しを医療機関に提出。
※市が委託した「実施医療機関」以外で接種を受けた場合、全額自己負担となりますのでご注意ください。

6) 実施場所 市が委託している「実施医療機関」にご予約の上、接種を受けてください。

（市内の実施医療機関は裏面をご覧ください）

※令和6年10月1日～令和7年1月31日の期間、裏面医療機関以外の埼玉県内の一部医療機関でも、市の補助による予防接種が可能です。接種を希望されるかたは、健康増進課へ事前に（接種日の10日前まで）必ずご確認ください。

- 7) 持ち物
- ・マイナンバーカード、健康保険証など年齢を確認できるもの
 - ・自己負担免除に該当するかたは、生活保護受給証の写し等
 - ・対象者②に該当するかたは、身体障害者手帳の写し、または医師の診断書

8) 他の予防接種との間隔

新型コロナワクチンと他のワクチンとの同時接種については、特に医師が必要と認めた場合に可能です。また、他のワクチンとの接種間隔に制限はありません。

9) 新型コロナワクチンの効果持続期間

新型コロナワクチンを接種して免疫がつくまでにはおおむね1～2週間程度かかり、免疫がついても発症を予防する効果は100%ではありません。また、時間が経過すると発症予防効果は低下することが知られており、こうした効果の持続期間についても留意する必要があります。

3 新型コロナワクチン接種の副反応

接種後に注射した部分の痛み、疲労、頭痛、筋肉や関節の痛み、寒気、下痢、発熱等がみられることがあります。こうした症状の大部分は、接種後数日以内に回復しており、安全性に重大な懸念は認められないと判断されています。

非常に稀ですが、アナフィラキシー（急性のアレルギー反応）が発生したことが報告されています。もしアナフィラキシーが起きたときには、医療機関ですぐに治療を行うことになります。

また、頻度としてはごく稀ですが、心筋炎や心膜炎を疑う事例が報告されています。

新型コロナワクチン接種によって引き起こされた重篤な副反応により、医療機関での治療が必要となるような健康被害が生じた際には、予防接種健康被害救済制度により、予防接種法に基づく補償を受けられる場合があります。

4 予防接種を受けることができないかた

- 1) 明らかに発熱しているかた（37.5℃以上）
- 2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかなかた
- 3) 新型コロナワクチンに含まれる成分によって、アナフィラキシー（接種後約30分以内に起こる、激しいアレルギー反応）を起こしたことがあることが明らかなかた
- 4) その他、予診等で医師が接種に不適当な状態だと判断した場合等

5 予防接種を受ける前に

新型コロナワクチン接種について、気にかかることや分からないことがあれば、接種を受ける前に担当の医師に相談し、十分に納得した上で、接種を受けてください。予診票は接種を受けるかたが責任をもって記入し、正しい情報を医師に伝えてください。特に次のかたは、医師によく相談するようにしてください。

- 1) 予防接種で接種後2日以内に発熱がみられたかた及び全身性発疹等のアレルギーを疑う症状があったかた
- 2) 心臓病、腎臓病、肝臓病や血液、その他慢性の病気で治療を受けているかた
- 3) 今までにけいれんを起こしたことがあるかた
- 4) 今までに免疫不全の診断がなされているかた及び近親者に先天性免疫不全症の者がいるかた
- 5) 抗凝固療法を受けているかた、血小板減少症又は凝固障害を有するかた

6 予防接種を受けた後の一般的注意事項

- 1) 予防接種を受けた後30分間は、急な副反応が起こることがあります。医師（医療機関）とすぐに連絡を取れるようにしておきましょう。
- 2) 副反応の多くは24時間以内に出現しますので、特にこの間は体調に注意しましょう。
- 3) 入浴は差し支えありませんが、注射した部位を強くこすることはやめましょう。
- 4) 接種当日はいつもの生活をしてかまいませんが、激しい運動や過度の飲酒は避けましょう。

7 その他

副反応が起こった場合

まれに副反応が起こることがあります。接種後に、接種部位の痛みや熱を伴ったひどい腫れ、全身のじんましん、繰り返す嘔吐、顔色の悪さ、低血圧、高熱、胸痛、息切れ等が現れた場合には、医師の診察を受けてください。

【問い合わせ】 川口市保健所 健康増進課 ☎048-256-1135